

食品安全委員会プリオン専門調査会

第136回会合議事録

1. 日時 令和7年6月20日（金） 10:00～11:06

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、筒井専門委員、
中村桂子専門委員、花島専門委員

(専門参考人)

中村優子専門参考人、福田専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、祖父江委員

(事務局)

及川事務局次長、古田評価第二課長、寺谷評価調整官、水野課長補佐、
小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配布資料

資料 ポーランド評価書（案）たたき台

参考資料 1－1 食品健康影響評価について

「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」（平成25年4月2日付け厚生労働省発食安0402第1号）

参考資料 1－2 平成26年4月15日付け「プリオン評価書 ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」

参考資料 2－1 カナダにおけるBSEサーベイランスの変更（概要）

参考資料 2－2 平成31年1月15日付け「プリオン評価書 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」

6. 議事内容

○横山座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第136回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議ですけれども、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、7名の専門委員に御出席いただいております。今村専門委員と花島専門委員は遅れて入られる予定となっております。

欠席の専門委員は佐藤専門委員、高尾専門委員及び松田専門委員です。

また、中村優子専門参考人、福田専門参考人に御出席いただいております。

本日、食品安全委員会からは山本委員長、祖父江委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言をしないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際ですけれども、挙手カードの赤い面を御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合には、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをお願いいたします。全く入室できなくなってしまった場合には、事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合には、事前にお送りしております同意カードを使用していただくか手で丸をつくる、御意見がある場合には挙手カードを使用していただくなど、意思表示をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から本日の議事と配布資料について説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配布資料について確認をさせていただきます。

本日の議事は、「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価

について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が1点、参考資料が参考資料1－1から参考資料2－2までの4点となっております。また、机上配布資料が2点でございます。

配布資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

○横山座長 続きまして、利益相反の確認を行いたいと思います。事務局のほうから専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

先生方から提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

（専門委員首肯）

○横山座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事（1）に入りたいと思います。「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」です。

まず、ポーランド産の牛肉等に関する本調査会における審議の経緯について振り返らせていただきたいと思います。参考資料1－1を御覧ください。本件につきましては、平成25年（2013年）4月2日付で厚生労働省から、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について諮問を受け、本調査会における審議を経て、平成26年（2014年）4月、月齢制限を「30か月齢以下」、SRMの範囲を「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」とした場合のリスクに関して、人へのリスクは無視できるとのリスク評価が行われ、厚生労働省に答申されております。その後、平成26年（2014年）8月に同国からの牛肉等の輸入が再開されておりますが、今般、ポーランド政府から牛肉等の輸入条件を「月齢条件なし」とするための追加の資料が厚生労働省を通じて提出されたということです。

このたび起草委員におきまして、評価依頼に際して提出された追加資料を精査し、評価書の原案を作成いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○小財評価専門官 それでは、説明させていただきます。

まず、資料の評価書（案）と机上配布資料1を御準備いただければと思います。評価書（案）の作成に当たりましては、追加で厚生労働省へ確認が必要な事項がございますので、その内容につきましては机上配布資料1としてまとめております。また、詳細は後ほど御説明させていただきますけれども、評価書（案）の中で机上配布資料1に対応する部分につきましては黄色ハイライトでお示ししているという状況でございます。

それではまず、評価書（案）から説明させていただきます。「プリオン評価書（案）ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」を御覧ください。

初めに、評価書（案）の1ページ目を御覧いただければと思います。構成につきましては、これまで取りまとめていただきました輸入牛肉等の評価書（案）と同様のものになっております。まずⅠが「背景」、次にⅡが「評価の考え方」、続きましてⅢが「リスク管理措置の点検」、Ⅳが「食品健康影響評価」となっております。

続きまして、評価書（案）の10ページを御覧ください。こちらは「Ⅰ．背景」ということで、BSEの発生の経緯と、ポーランドから輸入される牛肉及び内臓に関してリスク管理機関が講じております規制措置や評価の経緯を記載しております。

11行目からのパラグラフですけれども、こちらはポーランドからの牛肉等の輸入を2002年5月に停止したこと。続きまして、14行目からが輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク及びSRMの範囲を現在日本が定めているSRMに変更した場合のリスクについて食品安全委員会で評価を行い、2014年4月に取りまとめを行ったということが記載されております。

また、これらの評価を踏まえまして、厚生労働省は、ポーランドから輸入される牛肉等の輸入を2014年8月に一定の条件下で再開したことが記載されております。

また、今回の評価対象となります諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」につきましては、最初のポーランドの評価要請時に併せて諮問があったものでありまして、27行目からですけれども、このたびリスク管理機関から評価に当たり必要となる情報が提出されたため、食品健康影響評価を取りまとめたといった趣旨が記載されております。

続きまして、評価書（案）の11ページを御覧ください。こちらは、先ほど申し上げました厚生労働省からの諮問内容が抜粋して記載されております。具体的な諮問内容としましては、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスクの評価について諮問がなされております。

続きまして、12ページを御覧いただければと思います。こちらが「Ⅱ．評価の考え方」となっております。

8行目からになりますけれども、輸入牛肉等の月齢制限の撤廃に関する評価に関しましては、食品安全委員会が2019年に米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、2019年1月評価と呼ばさせていただきますけれども、

こちらを取りまとめているという状況でございます。

24行目以降になりますけれども、こちらには2019年1月評価の考え方を引用しておりまして、次のページ、13ページに記載の①及び②を検討するということになっております。

再び評価書（案）の12ページに戻っていただきまして、15行目からの①に係る知見につきましては、現時点では2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はないということから、2019年1月評価と同様の考え方にに基づき食品健康影響評価を行うこととし、2019年1月評価に示すリスク管理措置が適切に行われているか、ポーランドにおけるその実施状況を点検することとされたとされております。

続く14ページ目から16ページ目にかけましては、2019年1月評価の説明に関連した資料となっております。

続きまして、評価書（案）の17ページを御覧ください。ここからは「Ⅲ. リスク管理措置の点検」となっております。

まず「1. 国際的な基準及び各国の対策の概要」としまして、こちらに主要なリスク管理措置である飼料規制、BSEサーベイランス体制、SRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるWOAHコードの規定と、EUを含めた各国の規制の概要が記載されております。

ポーランドにつきましては、EUの加盟国ですので、飼料規制等のBSE関連規制につきましては、EU法体系に基づく管理、すなわちEU規則が施行されれば、原則全ての加盟国にひとしく適用されるということで、こちらを遵守しているということになっております。

こちらに関しましては、（1）飼料規制、（2）BSEサーベイランス体制、（3）SRMの対策の概要をそれぞれ記載した上で、19ページ以降になりますけれども、こちらに具体的な内容としまして表2、表3、表4を取りまとめております。

なお、各国のBSE体制につきましては、20ページにBSEサーベイランス体制の概要を記載しているところでございます。こちらはWOAHのBSEコードの改正に関連しまして、カナダのサーベイランスの規制が変更となっております、直近で御審議いただいたベルギーから輸入される牛肉等の評価書とは記載が変更されております。

続きまして、評価書（案）の22ページからは、ポーランドにおける「生体牛のリスクに係る措置」について記載されております。

4行目から（1）侵入リスク、①生体牛についてです。生体牛につきましては、初期の頃は英国等からの生体牛の輸入が制限されておりましたけれども、現在では、輸出国のBSEステータスの分類に応じた輸入条件が適用されているという状況でございます。

続きまして、14行目から②肉骨粉等ということで、肉骨粉の輸入に関しましては、1998年からポーランド独自の規制が始まっております、2001年2月には肉骨粉の輸入が完全に禁止されております。現在はEU規則に基づいた規制がなされております。

続きまして、20行目、（2）国内安定性としまして、①飼料規制につきましては、2003年11月から全ての家畜に動物由来たん白質を給餌することを禁止するという措置を講じてお

りまして、2004年のEU加盟後は、EU規則に基づく規制がなされております。

また、2021年にEU規則が改正されまして、交差汚染防止措置を取る等の一定の条件下で鶏由来加工たん白質を豚に給与すること、豚由来加工たん白質を鶏に給与することが可能となっております。

同じく22ページ、29行目から②SRMの処理及び利用実態につきまして、ポーランドにおけるSRMは、EU規則に基づく12か月齢超の頭蓋及び脊髄となっております、除去したSRMは最終的に許可された施設で焼却されることとなっております。

続きまして、22ページの36行目、③レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策です。レンダリング施設につきましては、EU規則に基づいて、動物性副産物がリスク別によりカテゴリー1から3の3つに分けられております。

次の23ページの3行目からですが、こちらの飼料規制につきましては、前のページの①飼料規制の内容と同様となっております。

次に、評価書（案）の同じく23ページの10行目を御覧いただければと思います。こちらは④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてです。レンダリング施設及び飼料工場につきましては、地方の管轄獣医官が定期的に立入検査を行いまして、施設、設備の衛生状況等について点検を行っております。現時点の情報としまして、レンダリング施設は2023年時点で50施設、飼料工場は168施設ありまして、そのうち立入検査の施設数、不適合事例が確認された施設数について記載するとともに、不適合事例の具体的な内容をお示ししております。

なお、23ページ以降にお示ししておりますように、レンダリング施設と飼料工場につきましては、不適合事例等の数を確認する必要があるため、各検査結果の後ろに暫定値ということを記載しております。

飼料工場につきましては、不適合事例の詳細についても要確認事項がございますので、黄色ハイライトでお示ししております。こちらの要確認事項につきましては、机上配布資料1を御覧いただければと思います。具体的には机上配布資料1の質問事項2と3が該当するものです。

まず、質問事項のうち、質問事項2を御覧ください。レンダリング施設におけるサンプル検査数と不適合事例につきましては、その結果について、先方からの回答ですと「not applicable」と記載があります年があることから、こちらの意味するところが、サンプリングをしていないのか、または立入検査の結果、問題がなかったためサンプリングを行わなかったのか、その理由等を御回答いただきたいといった内容となっております。

こちらにつきましては、現在情報がないため、評価書（案）の25ページにお示ししております表6では、該当する年のところにバーとして記載している部分があるのですが、先方からの回答によってはこちらに数字が入る可能性や、注釈等が加えられることが考えられます。

続きまして、再度、机上配布資料1を御覧いただきまして、質問事項3ですが、

飼料工場における立入検査の不適合事例については2つに分けてお示ししております。1ポツ目は、飼料工場における2009年から2016年までの立入検査については、非反すう動物用と反すう動物用に分けて回答が来ておりますけれども、このうち反すう動物用飼料の違反事例の回答がなかったことから、その内容、代表例を確認したいというものでございます。または、非反すう動物用飼料の違反事例につきましては、代表的な事例としての回答があったため、反すう動物用飼料につきましても、これと同様の内容でよいかということをお返事いただきたいといった内容となっております。また、その中での禁止物質等混入事例の有無についても確認するといったような内容となっております。

続きまして、同じく質問事項3の2ポツ目ですけれども、飼料工場における2009年から2016年までのサンプリング検査及びその陽性結果につきましては、非反すう動物用飼料と反すう動物用飼料の結果が同数ということで回答いただいておりますので、サンプリング検査及びその陽性結果の数値は、非反すう動物用飼料と反すう動物用飼料の合算値ということでよいか。また、その中での禁止物質等混入事例の有無についても確認するといった内容となっております。

また、これら立入検査の結果に関しましては、評価書（案）にお戻りいただきまして、26ページの表7、表8にお示ししております。先ほどお伝えしましたように、禁止物質等混入事例の有無につきましては確認が必要となる部分ですので、現時点では黒丸でお示しているという状況でございます。

再度、机上配布資料1を御覧いただければと思います。こちらは順番が前後してしまうのですが、質問事項1にありますように、国内安定性の確認としましては、飼料規制に関しまして、農家における実施状況もポーランド側へ確認しております。今回のポーランドからの回答ですと、農家における違反があるということでしたけれども、その詳細については情報がなかったため、これら違反における反すう動物由来たん白質の反すう動物への給餌の有無を確認するといったような内容となっております。

続きまして、再度、評価書（案）のほうへお戻りいただきまして、27ページを御覧いただければと思います。こちらは（3）としまして、BSEサーベイランスの概要が記載されております。4行目からが、これまでポーランドが実施してきましたサーベイランスの内容となっておりますけれども、10行目から記載されておりますように、ポーランドでは、健康と畜牛のBSE検査につきましては、2018年1月に廃止されております。

また、12行目からが現在のポーランド原産牛のBSE検査について記載されている部分でございます。現在は、いずれも48か月齢超の緊急と畜牛、と畜前検査で異常を示す牛及び死亡牛、そして、全月齢の臨床的にBSEが疑われる牛が検査の対象とされております。

続きまして、評価書（案）の28ページ、表9としまして、こちらはポーランドの各年のBSEサーベイランス頭数をお示ししております。こちらは何点か厚生労働省へ追加で確認事項を要求する部分がございますので、具体的な内容につきましては、机上配布資料1を御覧ください。

該当するものは、机上配布資料1のうち2ページにあります質問事項4となっております。まず、質問事項4の1ポツ目にお示ししておりますけれども、各年のBSEサーベイランス頭数につきまして、2019年に健康と畜牛の検査が激減し、以降数の変化があること。次に、2019年以降、緊急と畜牛の検査数が増加していること。次に、2019年と2020年に臨床的に疑われる牛の検査数が増加した後、急激に検査数が減少していること。これらにつきましての理由等、例えば担当者の変更や手続が変わったこと等について確認するといった内容となっております。

また、同じく質問事項4の2ポツ目となりますけれども、以前の調査会でいただきました御意見を踏まえまして、現在「健康と畜牛」のカテゴリーでは第三国等からの輸入牛等を検査しているということでよいかを確認するといった内容となっております。

続きまして、評価書（案）にお戻りいただきまして、29ページを御覧ください。（4）としましてBSEの発生状況となります。①発生の概況では、ポーランドでは、2002年5月にポーランドの国内で初めてBSE検査陽性牛が確認されており、2005年の20頭をピークに、以降減少しております。BSE検査陽性牛における定型または非定型の発生状況に関しましては、黄色ハイライトでお示ししておりますように確認事項がございます。

資料が前後して申し訳ないのですが、再度、机上配布資料1を御覧いただきまして、2ページの質問事項4の3ポツ目を御覧いただければと思います。こちらにありますように、EFSAが発行しております最新のTSEレポートから算出した頭数と今回回答がありました内容で非定型BSEの発生数が1頭異なりますことから、どちらの数値が正しいのかを確認するといった内容となっております。

再度、評価書（案）のほうを御覧いただきまして、②出生コホートの特性です。出生年別のBSE検査陽性牛の頭数は、図3として飼料規制強化後に出生した定型BSE牛につきましては、表10にてお示ししております。定型BSE陽性牛の出生時期につきましては、1999年が最も多くなっておりまして、2005年2月に生まれた1頭を最後に、直近の20年間に生まれた牛では定型BSEの発生は確認されておられません。また、2024年に発生した非定型BSEの出生年につきましては、リスク管理機関に確認事項がございますことから、評価書（案）の30ページに黄色ハイライトでお示ししております。

その内容につきましては、再度、机上配布資料1を御覧いただきまして、2ページの質問事項5となります。こちらにありますように、2024年に摘発した非定型BSEにつきまして、死亡時の月齢が生年月日から算出した月齢と合わないことから、正しい情報を確認するといった内容となっております。

続きまして、再度、評価書（案）に戻っていただきまして、31ページを御覧ください。ここからが「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」となっております。

4行目からが（1）SRMの除去、①SRM除去の実施方法等についてですが、脊髄の除去は、背割り後に専用の器具または吸引器を用いて行われております。SRMが適切に除去されていることにつきましては、公認獣医官が目視によって確認しております。

12行目からになりますけれども、月齢の確認につきましては、耳標及び個体パスポートを使用してありまして、獣医官による歯列検査も月齢判定の手段として実施されております。

続きまして、20行目、②SSOP、HACCPに基づく管理となっております。全てのと畜場及び食肉処理施設につきましては、衛生的なSRM除去のため、SSOP及びHACCPが導入されていることが義務づけられております。なお、最新の情報としましては、2024年にはSRMの染色不足及び回収、SRMの専用容器に係る不備等に関する不適切事例が15件確認されております。こちら厚生労働省へ確認事項がありますことから黄色ハイライトとしております。

こちらの確認事項につきましては、再度、机上配布資料1を御覧いただき、該当する部分が3ページの質問事項6となります。SRMの取扱い等に係るSSOP、HACCPに関する不適合につきましては、改善措置等の対応が取られている旨の回答があったところですが、違反が確認された製品はフードチェーンから排除されているという認識でよいかといったことを確認するものでございます。

続きまして、評価書（案）にお戻りいただきまして、31ページの31行目から（2）と畜処理の各プロセス、①と畜前検査についてですけれども、こちら厚生労働省に確認事項があるため、黄色ハイライトでお示ししております。

こちらの内容につきましても、机上配布資料1を御覧いただきまして、3ページ、質問事項7となります。と畜前検査につきましては、今般提出された資料にはBSEの検査に係る内容の記載がなかったことから、2014年評価時と同様に、と畜場に搬入される全ての牛について獣医官が目視で検査し、BSEを疑う臨床症状の有無について確認しているという理解でよいか。また、今回提出された追加資料によりますと、獣医師以外の検査官が検査を実施する場合もあるようですので、そのようなケースがあるのかといったことも確認するという内容になっております。

続きまして、再度、評価書（案）にお戻りいただきまして、31ページ、35行目ですけれども、②スタンニング、ピッシングです。空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用及びピッシングにつきましては、EU規則に基づき禁止がされております。

続きまして、32ページを御覧ください。1行目から（3）その他としまして、EU規則に基づき、牛由来の機械的回収肉の製造は禁止されていることなどが記載されております。

こちらのページの10行目から③我が国における輸入時検疫についてですけれども、ポーランド産牛肉等につきましては、冒頭でお話ししましたように、2014年8月から一定の条件下で輸入が再開されているという状況でございます。こちらに関しまして、確認事項があるため、黄色ハイライトでお示ししております。

その具体的な内容としましては、机上配布資料1、3ページの質問事項8を御覧いただければと思います。2014年8月の輸入再開後、5件の輸入条件不適合事例、こちらは扁桃の除去が不十分な舌の輸入ということが確認されておりますけれども、そのうち2件につきましては、現在も当該出荷施設からの輸入手続を保留中ということですので、本件に関

します詳細な情報、輸入国からの報告状況ですとか、保留解除時期等についての情報を御提出いただきたいという内容となっております。

以上が評価書（案）の中の牛におけるリスク管理措置の点検結果の概要となっております。

評価書（案）にお戻りいただきまして、33ページから35ページの部分を御覧いただければと思いますけれども、こちらはBSE対策の点検表となっております、先ほど説明した内容に基づきまして、こちらの点検表にチェックを入れております。ただ、現時点では要確認事項がございますので、埋められない、記載できない部分につきましては、黄色ハイライトでお示ししているという状況でございます。

続きまして、36ページを御覧ください。「Ⅳ．食品健康影響評価」の部分になっておりますけれども、こちらにつきましては、評価書（案）の中で全体を通じまして要確認の部分が幾つかございますことから、今回、現状では空欄となっております。

評価書（案）の要約部分につきましても、こちらを御審議いただいた後に挿入するという予定となっております。

以上が評価書（案）と机上配布資料1の説明となります。よろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から評価書（案）について説明をいただきました。

起草委員の岩丸専門委員より何か補足があったらお願いいたします。

○岩丸専門委員 補足はございません。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

私のほうからも、従来の評価書、2019年1月の評価書にのっとった形で本案を作成しておりますので、皆様なじみのあるフォームなのかなと思います。

続きまして、欠席の高尾先生からの御意見を事務局より報告してください。

○小財評価専門官 事務局です。

起草委員であります本日御欠席の高尾専門委員から追加の修正（案）ということのでいただいておりますので、その内容をおまとめしたものを机上配布資料2として配布しておりますので、机上配布資料2のほうを御準備いただければと思います。左側が高尾専門委員からの御意見、そして、右側がいただいた修正（案）となっております。

まず1つ目、該当箇所としましては、評価書（案）の21ページの表4を御覧いただければと思います。こちらにつきまして、EUの項目において、ポーランドが無視できるリスク国であることを明記したほうがよいのではないかという御意見をいただいております、その修正（案）としましては、右に記載されておりますように、脚注にポーランドが「無視できるリスク国」である旨を追記ということで修正（案）をいただいております。

続きましての御意見ですけれども、評価書（案）の22ページ、29行目からの記載です。ポーランドは12か月齢超の頭蓋を焼却しているとあるのですけれども、同じく評価書（案）

の32ページの11行目においては、ポーランドから日本への輸入は30か月齢以下のものということで記載があります。ですので、「12か月齢超で30か月齢以下の頭蓋及び脊髄は、ポーランドではSRMであることから、ポーランドでこれらを廃棄した上で日本へ輸出している等を明記するほうがよいのではないか。部位の記載が異なることも含めて、明確に記載をしたほうがよいと思われる」ということで御意見いただいております、その修正（案）としましては、評価書（案）の32ページの10行目、③我が国における輸入時検疫の項目に関連して、ポーランドにおけるSRMの処理状況を確認した上で、その回答を踏まえて、誤解が生じないような記載を脚注等で追記してはいかがかということ御意見いただいております。

続きまして、最後の御意見ですけれども、再度、評価書（案）の28ページ目、表9です。こちらは臨床的に疑われる牛の数が2021年から減少し、2024年に再び急増している理由も質問事項に追加してはどうかということで、修正（案）としましては、机上配布資料1の2ページ目にあります質問事項4の1ポツ目の3つ目のバーの部分です。こちらに関しまして、「2019年と2020年に臨床的に疑われる牛の検査数が増加した後、急激に検査数が減少し、2024年に再度急増している」というように下線部分を追記する形で修正してはどうかということで修正（案）をいただいております。

そのほかにも文言の御修正をいただいておりますけれども、こちらについては評価書（案）を修正させていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長　ありがとうございます。

それではまず、評価書（案）の12ページにあります「Ⅱ．評価の考え方」のところから始めたいと思います。現時点の案では、2019年1月評価と同様の考え方にに基づき、リスクを評価するとしてございますが、この点いかがでしょうか。このような考え方で進めてよろしいか、皆さん、御意見をお願いいたします。

特によろしいですか。

繰り返しになりますけれども、ポーランドに関しましては、2014年にまず月齢制限で答申をして、その後、2017年にポーランド自体が国際獣疫事務局の無視できるリスク国に認定されて、それを受けてというか、その後、現在に至っておりますけれども、今改めてその評価をしようというときに、2019年1月に食品安全委員会が行った評価と同様の考え方を採用しようという流れになります。特に御意見ございませんか。

続きまして、以降はパートごとに分けて評価書（案）について先生方の御意見、御質問を受けたいと思います。特に、幾つかまだ追加で確認が必要な点が黄色でハイライトされたようなところがありますので、さらに追加で必要な質問事項等がありましたら、この際、ぜひ洗い出しをしておきたいというのが趣旨となります。

まず、17ページの「リスク管理措置の点検」について、「国際的な基準及び各国（ポーランドを含む）の対策の概要」ですが、国際的な基準については、これまでの輸入牛肉の評

価書においても確認を行ってきたところです。また、ポーランドについては、EU加盟国としてEU法体系に基づく管理が行われていますが、こちらについて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

御意見ないようなので、続きまして、22ページ、「生体牛のリスク」に係る措置」のところに移りたいと思います。「生体牛のリスク」に係る措置」ですけれども、追加の確認事項としまして、(2)の国内安定性に関連して、農場における飼料規制の違反事例について、反すう動物への反すう動物由来たん白質の給餌の有無を確認するという机上配布資料での質問事項1がございます。

それから、23ページ、④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況に関連して、違反事例の代表例の確認及び数値の取扱い等について確認を行う。また、違反事例については、これらの反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料またはその原料への混入や、SRMの家畜用飼料またはその原料への混入がなかったことを確認するという机上配布資料の質問事項2、3に該当しますけれども、そういうことを予定してございます。

当該パートの記載事項に関連しまして、または現状で質問事項として挙げている事項に追加で確認が必要と思われる事柄がございましたら、御質問または御意見等をお願いいたします。

いかがですか。大丈夫ですかね。よろしいですか。

続きまして、27ページの(3)サーベイランスによる検証(BSEサーベイランスの概要)、それと29ページからの(4)BSE発生状況、ここは併せて確認したいと思います。各年度のBSEサーベイランス頭数について、カテゴリーにおける年度ごとの検査数の変化、先ほど高尾専門委員からの質問事項にもありましたけれども、それが少し大きくなっている年があるということから、検査数の変化理由及び現在の健康と畜牛の検査対象牛の詳細を確認するという机上配布資料の質問事項4に該当しますけれども、その点。それから、確認されたBSE検査陽性牛の正確な数及び2024年に摘発された牛の正確な生年月日を確認するという机上配布資料の質問事項4、5に該当すること。それ以外に、もしこのパートの記載事項に関して不明な点、または確認しておいたほうがいいと思われる事項等ございましたら、お願いいたします。

筒井先生、お願いします。

○筒井専門委員 ちょっと質問なのですけれども、これは私の理解が足りていないのかもしれないのですが、質問事項の中で非定型BSEの発生が1頭異なるという話なのですけれども、77頭、76頭というのは、非定型BSEの発生数が77頭と76頭ということではないのですか。合計頭数の話ですか。

○横山座長 お願いします。

○小財評価専門官 事務局の小財です。

分かりにくい記載となっております大変申し訳ないのですけれども、合計77頭という

のは、非定型BSEだけではなく、定型BSEと非定型BSEを両方合わせた数となっております。そこで非定型BSEの数が1頭、TSEレポートと回答で違いそうですので、合計としては、両方合わせて76頭になるか、77頭になるか、どちらかになるかといったところでございます。○筒井専門委員 分かりました。ポーランドは結構非定型BSEの発生が多いということだったと思うのですが、今回の30ページのところを見ると、出生年だけですが、また最近ちょっと増えているのですかね。これは私もヨーロッパ全体のものをまだ見切れていないのですが、ポーランドはほかの国と比べて非定型が多いという感じになっていすでしょうか。

○横山座長 情報、分かりますか。

○水野課長補佐 事務局の水野でございますけれども、ポーランドについて非定型BSEの発生が多いということに関しまして、2014年にまとめていただいた評価書を今回、参考資料1-2でおつけしておりますけれども、こちらで、ポーランド政府の見解といったものを載せております。18ページの(1) BSEの発生の概況の一番最後の段落です。ここで「他のEU加盟国と比較して、非定型BSEの発生が多いことに関するポーランド政府の見解としては」ということで、「2005年から2008年までのBSE検査対象牛に占める8歳以上の割合が、他のEU加盟国においては21~23%であることに對し、ポーランドでは40~44%であり、BSE検査の対象となる牛の年齢が比較的高いこと、すなわちポーランドでは牛の飼養期間が比較的に長いことと関連があると推測している」といった形で、2014年当時に評価書に載せているところです。

今回、資料の28ページにサーベイランスの結果という形でお載せしておりますけれども、2014年以降は、2019年と2024年に1頭ずつということで、特にここだけ多いというものでもないのかなと思っております。また、TSEレポートでも特にポーランドの非定型について何か言及があるといったような状況ではございません。

以上になります。

○筒井専門委員 分かりました。ちょっと非定型がポーランドは特徴的なので、これだけを見るとまた増えているのかなと思ったので、少し気になったので質問させていただきました。

以上です。

○水野課長補佐 事務局でございますけれども、こちらは何か追加で質問する必要があるといったような御趣旨でしたでしょうか。

○筒井専門委員 いや、多いのであれば、また先ほどの前回の報告書の中でと殺される年齢が高いんだということが言及されていたとすると、依然としてそういった高い年齢のものがと殺されているのかということを質問したほうがいいかなと思ったのですが、特段そういうことでないということであれば、特に必要はないかと思います。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

表9を見ていただくと分かりますけれども、確かに2011年以降は全部非定型なのですね。それと、今は計のところが黒丸になっているので、それが分かりにくいですが、そこに数字が入ると、ポーランドのBSEの中で非定型が17頭ぐらい。76～77頭の中で17頭というのが見やすくなるのかなと思います。

○筒井専門委員 特によろしいですよ。以上です。

○横山座長 いいですか。ほかにございますか。大丈夫でしょうか。

福田専門参考人、お願いします。

○福田専門参考人 福田です。よろしいですか。

先ほどのことも絡んでなのですが、2024年の非定型1頭なのですが、BSE検査の健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛、臨床的に疑われる牛の4カテゴリーあるのですが、どの検査で摘発されたというのは分かりますでしょうか。

○小財評価専門官 事務局でございます。

2024年の摘発牛につきましては死亡牛での摘発となっております。

以上です。

○福田専門参考人 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○横山座長 ほかはよろしいですか。

それでは、続きまして、31ページの「3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」につきまして、追加の確認事項ですけれども、(1)のSRM除去の②のところ。SSOP、HACCPに基づく管理に関して、SRMの取扱い等に係る不適合事例として当該製品のフードチェーンへの混入の有無を確認するという机上配布資料1の質問事項6がございます。

それから、その下、(2)のと畜処理の各プロセス、①のと畜前検査について、現状のと畜前検査の内容を確認するという机上配布資料1の質問事項7。

それと、32ページ、(3)その他に関しましては、③の我が国における輸入時検疫に関連して、輸入条件不適合事例について、現在も輸入手続が保留中の案件の詳細を確認する。これは非常に大きな問題かもしれませんが、机上配布資料1の質問事項8、ここについて情報を入手するという予定になっています。

当該パートに関連して、追加で質問事項等、また確認すべき事項等ございましたら、こも御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。今、追加の情報、黄色い部分の情報が入手できれば、ポーランドに関する評価を進められるという理解でよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございます。

最後に、机上配布資料2で高尾専門委員からの修正(案)につきまして、事務局から先ほど説明いただきましたけれども、こちらについて、より分かりやすくなるような形での修正の提案ですが、こちらも何か御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、先ほど事務局から説明いただいたように、評価書（案）の中に加筆、修正していくということで進めたいと思います。

33ページ、34ページの表11につきましては、確認事項の内容が分かり次第、案を記載する。そして、皆様に評価いただく、御意見いただくというような形で進めたいと思います。

また、全体を通じまして御意見、御質問等ございましたら、ぜひお願いいたします。何か各パートだけではなくて、全体を通じて御意見ございますか。

事務局のほうから。

○小財評価専門官 事務局の小財でございます。

本日御欠席の佐藤専門委員から御連絡いただいております、今回の評価書（案）ですとか追加の質問事項の資料に関しまして、追加の御意見はない旨御連絡いただいておりますので、この場を借りて御報告させていただきます。

以上でございます。

○横山座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがですか。

私から1つ、今日、資料1－2として2014年のポーランドの食品健康影響評価が添付されているのではないですか。実際にこれからつくる評価書（案）の中にも参考資料という形でこれを組み込む必要はないかなと思うのですが、いかがですか。特に背景、10ページの19行目になりますね。ここに、参照1になるのかもしれませんが、後ろに、どこを見れば過去の評価書が見られるというような形にすると、これ単独で背景も含めて理解できるかなと思いました。いかがでしょうか。

○小財評価専門官 事務局でございます。

参照として追加するということでしょうか。

○横山座長 そうです。

○小財評価専門官 承知しました。ありがとうございます。

○横山座長 ほかに皆様、何かございますか。

では、本日の審議結果を踏まえまして、追加で確認が必要なものにつきましては、厚生労働省に提出を依頼することになっております。また後ほどでも結構ですので、お気づきの点等ございましたら、事務局を通じて連絡いただければ、追加資料等の要求をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、今後、厚生労働省から追加資料の回答がございましたら、それに基づきまして評価書案を再度整理した上で、次回、リスク管理措置の点検、それから食品健康影響評価のパートも含めて御審議いただくことにしたいと考えております。

事務局としましては、厚生労働省への確認手続を速やかに進めていただくようお願いいたします。

ポーランドに関しましては以上となりますが、よろしいですかね。

続きまして、議事（2）の「その他」ですけれども、事務局から報告があると伺ってお

ります。お願いいたします。

○水野課長補佐 事務局でございます。

先般のWOAHのBSEコードの改正を受けまして、カナダのサーベイランスが本年3月に変更になったということでリスク管理機関から情報提供がありましたので、その概要について御報告をさせていただきたいと思います。

参考資料2-1と参考資料2-2を御準備いただければと思います。今申し上げましたように、2023年にWOAHコードが改正されたということで、カナダにおけるサーベイランスが今年3月に変更となったということで情報共有がありましたので、御説明をさせていただきます。

参考資料2-1に変更点といった形で記載をいたしております。変更点としましては、サーベイランスの対象となる牛が、変更前は、「30か月齢超の高リスク牛及び24か月齢超の臨床症状を疑う牛等」といった対象になっておりましたけれども、変更後は、「30か月齢以上の高リスク牛」が対象となっております。

具体的な内容につきましては、次ページに原文をおつけしておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

本件につきましては、先ほどのポーランドの評価書でも御確認いただいておりますけれども、本調査会で取りまとめをいただきました2019年1月に公表しております「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」のいわゆる2019年1月評価、今回、参考資料2-2としておつけしているものの9ページに書かれておりますけれども、「本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について、継続的に情報を収集する必要がある」とリスク管理機関へ答申結果を通知しておりますので、こちらに関する情報提供となつてございます。

こちらの2019年1月評価書では、12ページに記載してあります評価の考え方で、「生体牛のリスク」に係る措置につきまして、点検項目の1つとしてサーベイランスの点検を挙げております。こちらの評価結果、リスク管理措置の点検結果ということで、具体的には25ページになりますけれども、BSEのサーベイランス体制については、WOAHが求めるリスクステータスに応じたサーベイランスの基準と同等以上の措置を講じているといった形で記載をしております。

カナダですけれども、2019年1月評価時点では「管理されたBSEリスクの国」でございましたけれども、2021年5月に「無視できるBSEリスクの国」のステータスを取得しております。以降は現在までそのステータスを維持しているという状況になってございます。

御説明は以上です。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたら、皆様お願いいたします。よろしいですか。

どうもありがとうございます。これを踏まえて、カナダは現在も国際獣疫事務局の先ほど説明のとおり「無視できるBSEリスク国」のステータスを維持していることから、国際基準を満たすサーベイランスが担保されていること、それから、当該変更がカナダにおけるリスク管理措置の実施の水準に影響を与えるものではないと考えられるということから、本件につきまして、サーベイランスの対象の変更というものが、2019年1月に食品安全委員会が発行した評価書の評価結果に影響を及ぼすものではないと考えられるかと思いますが、皆さん、この理解でよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

どうもありがとうございました。

それでは、2019年1月評価書の評価結果はそのまま、影響を及ぼすものではないというふうに結論づけられたことといたします。ありがとうございました。

その他、事務局から何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長 皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。